

知っていますか？この制度！この事業！

◎犬及び猫の不妊手術助成金◎

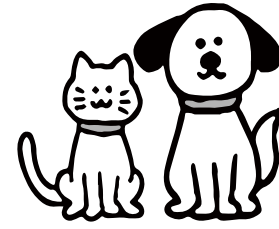
対象：申請者は志摩市に住民登録のある方に限ります。

犬に関しては、登録及び狂犬病予防接種済の犬に限ります。

助成金：犬または猫1頭につき オス 2,500円 メス 4,000円

申請期限：手術日から60日以内に提出ください。

※詳しくは、市民生活部 環境・ゴミ対策課にお問い合わせください。



◎病児保育事業◎

病児保育って？

お子さんが病気や病気の回復期で保育所に通わせることができない時や、在宅で育児をしている保護者の方がやむを得ない理由でお子さんの看護、保育ができない時に一時的に保育することです。

利用できる状態は？

一般に風邪と呼ばれる状態など。

骨折、やけど、外傷などの外科的疾患で保育可能な状態。

インフルエンザ、水痘、おたふくかぜなどの場合は、専門の部屋で保育します。

対策年齢：生後6か月～小学校6年生

利用時間：午前8時30分～午後5時30分

利用定員：4人程度(症状により定員に満たない場合でも入室できない場合があります)

休日：土曜、日曜、祝日、志摩こどもの城クリニックが臨時休診の日

利用料金：志摩市、鳥羽市在住の方は保育料無料。食事代のみ(おやつ込み)600円

利用方法：原則事前登録が必要ですが、詳細はお気軽にお電話でお問い合わせください。

よいこ病児保育室(志摩こどもの城クリニック2階) ☎0599-46-0415

※詳しくは、健康福祉部 子ども家庭課にお問い合わせください。



◎外出支援サービス事業◎

居宅から、車いすやストレッチャーで移送が可能な特殊車両を用いて医療機関等へ送迎することにより、在宅生活の継続を支援します。

対象者：おおむね60歳以上で、下肢が不自由なために一般の交通機関を利用することが困難な方。

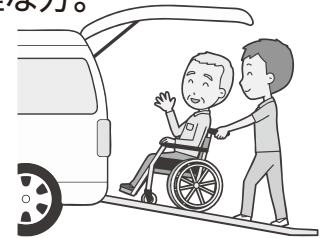
(座位の保持ができない方が対象です)

利用料(個人負担分) ・5kmまでは、300円 ・5km以降1kmまでごとに、100円

利用条件：家族等の付き添いが必要です。定期的な利用をされる方が対象です。

申請方法：地域福祉課(本庁1階6番窓口)または、各支所に提出してください。

※詳しくは、健康福祉部 地域福祉課にお問い合わせください。



◎IJUターン促進のための奨学金返済補助事業◎

大学等への進学のために奨学金を借り、現在返済中の方を対象に奨学金返済額の一部を補助します。

対象となる奨学金：日本学生支援機構第一種、第二種奨学金地方公共団体が運営する奨学金

補助対象者：下記の要件をすべて満たす方

(ただし、地方公務員(会計年度任用職員は除く)や国家公務員は対象外)

- ・奨学金の貸与を受けて大学等を卒業していること
- ・申請年度において30歳以下
- ・奨学金を遅滞なく返済していること
- ・前年の4月1日以前から住民登録があり、現に居住していること
- ・市税を滞納していないこと

※志摩市未来人材応援奨学金返還支援事業補助金との重複交付はできません。

補助金の額：前年度返還額の奨学金の2分の1 最大60万円まで(1年間の上限20万円)(繰上げ返済分は対象外)

申請期間：例年6月中

※詳しくは、観光経済部 経済課にお問い合わせください。



◎志摩市未来人材奨学金応援補助金◎

志摩市の事業者が従業員の奨学金を代理返還することにより、未来の本市産業を担う人材の確保・定着と市内定住等を促進するため、事業者が代理返還した額の2分の1(従業員1人につき、上限10万円/年)を事業者に補助します

【事業者のメリット】就職先としての魅力が向上し、人材の確保や定着につながる代理返還(直接送金)分を給与として法人税に損金算入が可能となり得る

【従業員のメリット】奨学金返済支援が受けられるほか、支援を受けた額の所得税は非課税となり得る

※詳しくは、観光経済部 経済課にお問い合わせください。